平成２１年（フ）第６７１号
愛媛県松山市中西外623番地２
破産者　砂本きよみ
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１４号
長野県飯田市諏訪町17番地３
破産者　木下　和典
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第５６８号
名古屋市守山区喜多山２丁目26番13号　ロワールパークⅢ502号
破産者　伊藤　明洋
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１３４号
仙台市青葉区柏木１丁目５番35号　仙台つばさ荘307
破産者　高橋　弥生（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５９９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野263番地１、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野290番地
破産者　松岡　光雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３３２号
金沢市増泉５丁目11番11―12号
破産者　山本　吉男
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３３８号
金沢市増泉５丁目11番11―12号
破産者　山本紀美枝
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４８２号
京都市伏見区雁金町714　エスポワール201、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区竹田真幡木町173番地
破産者　山本　修身
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２２３号
和歌山県紀の川市粉河486番地５
破産者　木下　富子
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第４６９号
和歌山県有田郡有田川町大字押手23番地
破産者　久保　康浩
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３００号
和歌山市向44番地の４
破産者　髙橋　幸雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３３３号
和歌山県岩出市山503番地の１―Ⅱ―103号、開始決定時の住所和歌山県岩出市曽屋８番地の18
破産者　阪田　文雄
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８１号
和歌山県海草郡紀美野町大角250番地
破産者　辻中　浩幸
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第７２５号
長崎県対馬市厳原町宮谷233番地
破産者　濵本キリ子
１　決定年月日　平成22年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６２号
北海道千歳市新富２丁目３番16―401号
破産者　新井裕未子（旧姓相馬）
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９００号
横浜市旭区南本宿町62番地45
破産者　齋藤　順暉
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６８８号
横浜市泉区和泉町1047番地５　ウインズＩＺＵＭＩＣＨＯ―104
破産者　吉田　茂行
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６３号
長野県安曇野市穂高柏原1704番地タウニー安曇野105
破産者　池田　幸恵
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部